

## 農協改革に関する意見書

平成26年6月24日に農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、政府は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すという目標のもと、新たに農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進を盛り込みました。

特に農協の改革推進においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が、来年の通常国会で行われる予定となっています。

水俣市の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一緒にとなって取り組んできており、今後もこの関係を維持していく必要があると認識しています。

しかしながら、農協改革に関する今後の政府のとりまとめいかんでは、JAの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業のもつ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念されます。

よって、国におかれでは、次期通常国会で審議される予定となっている農業改革については、下記の事項を十分踏まえて対応するよう強く求めます。

### 記

1. 農業者の協同組織であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。
2. JAの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、JAの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会

川内原発再稼働に当たっては、拙速な再稼働を行わず、住民の安全安心の確保を最優先し、対応するよう求める意見書

私たちは、鹿児島県に隣接する水俣市に住む者です。今年に入り、薩摩川内市の原子力発電所が再稼働するかもしれないと聞き、大変不安に思っています。ご存じのとおり、水俣市は川内原発から50キロ圏内。福島県でいうと飯舘村と同じ距離になり、風向きによっては、避難地域となります。出水市との協定では、避難者を受け入れるということですが、避難しなければならない者が避難者を受け入れることができるのであるのか、地域住民としては混乱しているのが現状です。

また、往年に比べれば比較にならない数ですが、不知火海に漁に出ます。ミカンやタマネギなどの栽培も盛んになってきました。水俣病の被害からやっと脱しつつあり、子どもたちの笑顔も戻ってきています。

しかし、このささやかな平和な暮らしも、一たび原発の事故が起これば、全てが水俣病の惨禍以上の状態となってしまいます。そして、何より孫や子どもたちの故郷がなくなることは、許しがたいことあります。

よって、私たちは、川内原発1、2号機については、拙速な再稼働は行わず、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安心、安全を優先するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

水俣市議会